

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20190201	田口 由記	広島県福山市南手城町1丁目2-29	清か営業所	広島県福山市南手城町1丁目2-29	許可の取消し	道路運送法第40条	運輸支局において現地調査を行った結果、所在不明事業者であって相当の期間事業を行っていないと認められたもの。	-	-
20190206	下関山電タクシー株式会社 法人番号(6250001005678) 代表者有地清人	山口県下関市棕野町3丁目6-2	本社営業所	山口県下関市棕野町3丁目6-2	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成30年6月19日、同年8月22日及び同年9月20日に監査を実施。7件の違反が認められた。 (1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第24条第5項) (2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)(3)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項及び第4項)(4)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)(6)特定の運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第2項)(7)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	2	2
20190208	第一交通株式会社 法人番号(8280002001300) 代表者荒木浩幸	島根県松江市東朝日町281	本社営業所	島根県松江市東朝日町281	輸送施設の使用停止(20日車)	道路運送法第27条第3項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成30年6月14日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第46条)(2)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	2	2